

# 朝鮮総督府の家族法改正に関わる 調査資料

——1930年代の旧慣制度調査事業を中心に——

青野正明

## はじめに

朝鮮総督府の旧慣制度調査事業<sup>1)</sup>（以下、旧慣調査と略す）において、1930年代には朝鮮の家族制度に関わる4冊の調査資料が刊行されている。本稿ではこれらを政策史の観点から分析することを課題とする<sup>2)</sup>。

筆者は別稿にて、朝鮮民事令<sup>3)</sup>（1912年、制令第7号）第11条における家族法の改正<sup>4)</sup>を検討する視点から、創氏改名の政策決定過程について考察したことがある<sup>5)</sup>。創氏改名の研究に関連して述べるならば、総督府が朝鮮の家族制度に対して構想していた政策を解明していくことが重要な課題となっている。すなわち、従来の創氏改名研究で指摘されてきた日本的な家制度の導入に関して、その政策的な構想の全体像を明らかにすることが課題となっているといえるだろう。

この解明のためには法改正問題のみならず、立法事業と旧慣調査との関係を見る枠組みも必要であると考え。なぜなら、内地延長主義の1920年代を除いて、1910年代と30年代には旧慣調査において家族法改正に連動し

---

キーワード：朝鮮総督府，家族法改正，旧慣調査，朝鮮民事令，創氏改名

た調査がおこなわれているからだ<sup>6)</sup>。そして、この調査の分析は資料の制約に直面せざるを得ない政策解明において、これを補ってくれる有効な作業になると思われるのだ。

時期的な推移を整理すると、朝鮮において旧慣調査は、1920年代に民法延長施行の方針が取られた内地延長主義の時期以前では、立法事業と連動して主に裁判の準則となるべき「慣習」の調査を担当していた。そして、内地延長主義の時期が終わり1933年に再び連動するよう方針転換した後は、旧慣調査は「慣習」の成文化化という立法事業を補完する役割を担っている。1915年から45年まで旧慣調査を担当してきた総督府の部署は中枢院であった。

以上のような問題意識により、本稿では家族法改正を検討する視点から1930年代の旧慣調査における家族制度関係の調査資料に注目し、それらに分析を加えていく。

なお、本文で法院に関する用語が出てくるため、朝鮮の裁判所制度を日本「内地」と対比しておく、朝鮮の高等法院が「内地」の大審院に、覆審法院が控訴院に、地方法院が地方裁判所に相当する。

## 1 『民事慣習回答彙集』(1933年)

1920年代は本国政府における民法の延長施行方針の影響で、旧慣調査は立法事業に関わらなくなっていた。そのため、朝鮮民事令第11条において「慣習ニ依ル」と規定された「親族」「相続」に関しても、旧慣調査がおこなわれなくなっていた。ところが、1933年以後においては、旧慣調査（ことに「民事慣習」の部門）が再び立法事業と連動していて、「慣習」の成文化化を目指す方針へと転換していることが確認できる<sup>7)</sup>。

この時期は、朝鮮民事令の改正作業を担当した司法法規改正調査委員会（1927年5月～32年3月）が廃止された直後である。それにもかかわらず、

## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

1937年に同委員会が再設置されるまで改正作業は非公式ながら続けられていた（「親族相続に関する法規調査会」という名称の非公式委員会で）。この改正作業に連動して、さらには同委員会再設置後の改正作業にも備えて、旧慣調査において資料編纂が進められたものと推測される。

1933年12月に、旧慣調査事業の調査書としてまず中枢院編『民事慣習回答彙集』（中枢院、以下『回答彙集』と略す）が刊行された。これは「慣習」を成文化する方針に合わせて編集された調査資料と考えられる。

『回答彙集』は、1909年から1933年9月末までにおける「旧韓国法典調査局・朝鮮総督府取調局・同参事官室乃至同中枢院が相次テ裁判所其ノ他ノ官庁ノ照会ニ対シテ発シタ民事慣習ニ関スル回答ヲ悉ク収録」（「凡例」）したもので、「回答彙集」という名の通りの調査資料である。これらの回答はその反映としての判例等とともに、朝鮮民事令第11条で規定された慣習法として用いられている。

『回答彙集』には324件の照会とそれぞれに対する回答が、時期の早いものから順に列挙された。回答内における具体的な項目は合計972項目となる。これらの項目であるが、別途に「民事慣習回答彙集要旨索引」として、その要旨が民法と商法（その他は「雑」として）の編章別に対応して巻の始めに整理されている点に注目される。その理由が「所要事項ノ検出閲読ニ資センガ為」（「凡例」）と解説されている通り、もはや民法の延長施行方針は退潮し、むしろ『回答彙集』は検索機能も備えたいわば「慣習」事典の性格をもって編纂されたのである。

ここで1920年代において、本国政府の民法の延長施行方針を受け入れた立法事業が、途中で頓挫した法的な事項を確認しておく。それらの中心は、朝鮮民事令第11条において「慣習ニ依ル」と規定された「親族」「相続」である。『回答彙集』でもそのことをふまえ、むしろ「親族」「相続」に関わる「慣習」の「調査攷究」を訴え、そのための「参考に資せむとする」

という刊行目的を明確に記している（中樞院書記官長・牛島省三「序」）。

次に、回答の項目数に着目してみよう。回答の項目数が多い事項は、当然ながら明確でない慣習法に依る事項であるが、それに加え、その慣習法に依るところの訴訟が頻発している状況も推測される。

「民事慣習回答彙集要旨索引」にしたがうなら、民法に対応するものが757項目、同様に商法が18項目<sup>8)</sup>、「雑」が197項目である。大部分を占める民法対応項目の中で、5つの編ごとに項目数を見ると、「第一編 総則」が87項目、「第二編 物権」が135項目、「第三編 債権」が63項目、「第四編 親族」が232項目、「第五編 相続」が240項目となっている。数字の上からも、「親族」「相続」に関係する「慣習」の成文化化が懸案となっていることが確認できる。

表1と表2は、それぞれ「第四編 親族」と「第五編 相続」の各章における項目数を示したものである。「第四編 親族」（232項目）のうち、「第四章 親子」だけで119項目で、内訳は「第一節 実子」が8項目、「第二節 養子」が111項目となっている。また、「第五編 相続」（240項目）のうち、「第一章 家督（祭祀）相続」だけで145項目である。それから、「第二章 遺産（財産）相続」は69項目と少な目であるが、その中でも「第二節 遺産（財産）相続人」は45項目と多くなっている。

すなわち、「親族」「相続」の中でも、とくに「養子」「家督（祭祀）相続」関係および「遺産（財産）相続人」において回答の項目数が著しく多いのがわかる。立法事業の方針はさておいて、司法の実務レベルにおいては、概して①「養子」関係、②「家督（祭祀）相続」関係、③「遺産（財産）相続」関係における法整備、つまりこれらに関する「慣習」の成文化化がとりわけ懸案となっていることがうかがわれる。

まず、①「養子」について説明しよう。朝鮮における「養子」に関する「慣習」は、民法の「養子」規定とは違って「異姓不養」を原則としてい

朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

表1：「第四編 親族」の項目数

章	1 総則	2 戸主及家族	3 婚姻	4 親子	
項目数	2	18	36	119	
	5 親権	6 後見	7 親族会	8 扶養ノ義務	計
	25	13	13	6	232

表2：「第五編 相続」の項目数

章	1 家督(祭祀)相続	2 遺産(財産)相続	3 相続ノ承認及拋棄	—
項目数	145	69	3	—
	5 相続人ノ曠欠	6 遺言	その他	計
	16	5	2	240

備考：第4章には記載なし

た。裁判の準則とすべく「決議<sup>9)</sup>」された内容には、「養親ニ付テノ要件」が、「養子ヲ為スニハ其ノ者が男ナルコト、既婚者ナルコト、男子ナキコト、又ハ男子アリタルモ婚姻ヲ為サズシテ死亡セシコトヲ必要トシ養子ハ常ニ一人ニ限ル」とされた。また、「養子ニ付テノ要件」は、「養子トナルニハ其ノ者が男ナルコト、養父ヨリ年少ナルコト、養父トナル者ノ男系血族ナルコト、養父トナル者ニ対シ卑属ナルコト、養父トナル者ト昭<sup>しょうほく</sup>穆ノ関係アルコトヲ要ス」とある。

次に、②「家督(祭祀)相続」と③「遺産(財産)相続」を説明しよう。まず、「家督(祭祀)相続」「遺産(財産)相続」という変則的な用語に注目される。それは民法の「家督相続」「遺産相続」と朝鮮の「祭祀相続」「財産相続」が、当然ながら異なる内容であるため、民法の枠組みでは後者を分類できないことによる(後者は総督府が用いた概念)。

では、相続関係の各概念を簡単に説明しておく。民法における「家督相続」は戸主の身分および財産を単独で承継する相続形態で、戸主は祭祀の承継もなす。「遺産相続」は家族(戸主以外)の死亡による財産の相続で

ある。

朝鮮の場合は、裁判の準則とすべく「決議<sup>10)</sup>」された内容によると、「祭祀相続」は「祭祀者タル地位ノ承継」である。「戸主相続」は「戸主タル地位ノ承継」（「祭祀者」と「戸主」は異なる場合がある）、「財産相続」は「財産ノ承継」（新戸主が家産のすべてを承継するとは限らない）とされる<sup>11)</sup>。

『回答彙集』の刊行との関係は不明であるが、その後も旧慣調査では調査事業を進めている。「風俗」調査の部門では、今村鞆<sup>12)</sup>編『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』（中枢院，1934年）という「姓名」に関する調査書が急遽まとめられる。そして、「民事慣習」調査において「相続」関係の中枢院調査課編『李朝の財産相続法』（中枢院，1936年）、および同課編『朝鮮祭祀相続法論序説』（中枢院，1939年）と続いている。

## 2 『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』（1934年）

ここではまず、今村鞆編『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』（以下『研究調査』と呼ぶ）を旧慣調査の中において位置づけよう。

1933年に旧慣調査の中でも「民事慣習」調査の部門において、再び「慣習」の成文化化を目指すことになった。さらにこの年、「風俗」調査では「風俗項目の広汎なるに鑑み、項目中最も重要な地位を占むる姓名のみに就き、更に資料を蒐集して（他の諸項目とともに、1929年末までに「一応脱稿」していた＝引用者）、之が完結を計り、昭和九年四月脱稿、同年十一月「朝鮮の姓名氏族に関する調査研究」と題して之を出版し、必要ある方面に配布」している<sup>13)</sup>。

すなわち、1933年の時点で、「風俗」調査の中で「姓名」が「最も重要な地位を占」めているという行政判断により、「風俗項目」の中でも急遽この「姓名」に関してのみ調査書が1934年11月に刊行されたわけである。

「民事慣習」調査が立法事業に関係しているのに対し、3・1運動後に昇格した「風俗」調査は行政調査的な性格が濃厚である。そのためこの行政判断は、1930年代初めの時点において、総督府当局が「姓不変」やそれに関わる「慣習」を認識・把握することを急務としていたことを裏付けるものである（認識・把握できないまま、司法法規改正調査委員会は1932年3月末で廃止されている）。しかも、この調査書の標題が単に「姓名」とせず「氏族」の用語が付け加えられていることも注目すべき点である（後述）。

今村の「例言」からは、「氏族思想、家門の尊重、姓名の敬避等」の「旧慣の中には新しき社会の情勢と相容れざるもの無きに非ずして。旧態より漸く方向を転換せんとする趨向あり」という認識が読みとれる（3頁）。「氏族思想、家門の尊重、姓名の敬避等」を「新しき社会」に対峙させながら、彼流の近代主義的な観点からの「氏族」「姓名」観を表明している。

「姓」の認識に関しては、古代からの「庶民以下の姓の有無」を時期別に資料で示している。そのうえで、民籍法施行（1909年）の「事務を管掌」した今村自身の実体験として、施行以前は「一般庶民以下」には「姓」が「普及」していなかったと認識している（27～30頁）<sup>14)</sup>。

次に「氏族」の認識についてはどうであろうか。今村は、朝鮮の「氏族の呼び方と姓と氏の区別」を例示している（281頁）。そこから彼の用いる用語の定義を抽出すると、「姓」は単に姓のみを指し、「氏」は本貫と姓を組合わせたところの「氏族」を指していることがわかる。それゆえ、今村は「氏の称が両班階級の特有物」（282頁）であり、「今日に於ても庶民は氏族の如く金海金氏、全州李氏、驪興閔氏等と云ふ如くには自称他称せず」（289頁）と述べるのである。

したがって、調査書の題目において単に「姓名」としないで「氏族」を加えたのは、「姓」とは別に「氏」の存在も想定して、この両者を明確に区別する枠組みでこの書を構成した結果であると考えられる。しかも、朝

鮮の「氏」（「氏族」）の存在を明確にすることの背後には、「氏」（「氏族」）から日本式「氏」への移行を目論む意図（後述）が潜んでいるのではないかと思われるのである。

このような定義の「氏」「氏族」に対して、その認識が明確に表現されるのは、「蓋し近世族譜の弊甚大なり」と問題視する「族譜」（氏族の系譜）についての記述である（470～471頁）。すなわち、今村は独自の近代主義的な観点から、「氏」の範疇に位置づけられる「族譜」を、「唯クラシカルの価値を増加するのみとなれり」と認識している。「例言」での論理と同様に、「氏」「族譜」は「新しき社会」と対峙していることがわかる。

以上のような認識を示す調査内容にもとづいて、今村はわざわざ設けた「編外 余説」において自らの見解、すなわち朝鮮人の「新様の姓名」（後述）を遠回しながら提案している。

まず、「第一章 姓名氏族に関する観念の近代的趨向」において、「氏族観念」が「甚しく稀薄」となったこと、および「姓名に関する風習」が「一変」したことを挙げている。そして、次のような「新姓」に関する認識・推測を述べるのである（487～488頁）。

一層思想の進歩せる者には、旧姓に嫌悪の感情を懐き、随意に新姓を造らんとせる考慮を抱懐せる者もあり。（中略）…若し法令（「朝鮮人ノ姓名改称ニ関スル件」1911年、総督府令第124号＝引用者）の規定の沮止無くば、旧来の因襲定型を脱したる新姓、続々として出現するに至るべし。

この記述は「旧姓」に対する批判のために「新姓」を肯定する内容となっていて、朝鮮の「氏」（「氏族」）から日本式「氏」への移行を目論む意図がうかがえる。



## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

また、「第二章 社会性より見たる朝鮮の姓名」において、今村は多数存在する「同姓同名」や「同音の姓名」を、やはり独自の近代主義の観点から「他人との識別、称呼たる姓名の本質を失へるもの」と批判している。その結果、彼は次のような見解を示すのであった。

将来に於ては名門を除き、余りに姓に執着せざる士人、庶民に於て、因襲の殻皮を脱して社会の情勢に应ずべく、新様の姓名を以てするの日ありと仮定せば。其原因は上に述べたる如き、实用不便の点より出発するものなるを予言するを得べし。

併合の直後内地式氏名に改名せし者ありしを、行政の手心により、之を禁じたること<sup>15)</sup>。昔し奈良朝の年代、甲斐信濃に住せし帰化朝鮮の人々が、其姓名を日本式に改めんことを申請し——之を許され賜姓ありし事等は、姓名の様式変更の歴史上大に参考となる事項なるべし。(句読点は原文のまま)

ここでは、前述の目論みがより明確に表現されている。古代において朝鮮式「姓名」を日本式に「様式変更」した「帰化朝鮮の人々」の事例は、数年後の創氏改名の実施に際して、「皇国臣民化」の好例として多くの説明に登場することになる。遠まわしではあるが、このような「新様の姓名」を提案した調査書が1934年の時点で刊行されていたことに注目される。

また、このような「姓不変」に関わる「慣習」に対する単純で楽観的な認識ゆえに、今村は「内地式氏名」への変更がこの「慣習」に及ぼす影響についてまでは言及していない。その後の朝鮮民事令改正作業において、担当者たちが創氏改名実施に対する反発を予想できなかったことを勘案すれば、この点も興味深いことだと考える。

しかしながら、『研究調査』での内容が政策決定に反映したかどうかは、

資料上の制約のため確認することができていない<sup>16)</sup>。

またこの提案、つまり「其姓名を日本式に改めんこと」を遠回しに示すという提案は、「実用不便の点」を根拠にした構成となっている。この点は、近代主義を通じて同化主義を導入しようとするいわゆる「日本的近代」を考察するうえでも重要であろう。

### 3 『朝鮮祭祀相続法論序説』（1939年）

#### ①「祭祀相続」を「家督相続」に

次に発行される旧慣調査資料は、1936年3月の前掲『李朝の財産相続法』である。この調査資料の記述は高等法院判事の喜頭兵一に委嘱された。

喜頭の「例言」によれば、「範囲を李朝に止め…併合後に及ばなかつたのは、判例を中心としての相続法に触れることの、却つて錯綜を増すことを惧れたから」であり、「又民法の他の規定との調和の爲めにも、蓋曲せられたものがあるのは数の免れない処だから」だという。ここから、当時において「財産相続」関連の「慣習」を調査・整理すること自体が困難であったことがうかがえる。そのため、「少なくとも現時に於ける財産相続に関する慣習の由来を窺ふ上に於て」（中樞院書記官長・牛島省三「序」）という補足説明が付されていて、その評価は高いものではない。したがって、筆者は立法事業に直接影響を与えるような調査資料ではなかったと判断している。

ところで、1937年4月に再設置された司法法規改正調査委員会では、民法改正案（「内地」の民法は改正予定にあった）に依る方式と、「特例」として朝鮮の「慣習」に依る方式を併用しながら、朝鮮民事令第11条の「親族」「相続」の改正案が作られていった。この改正案に関して、資料の制約のために不明な部分が多いが、法務局が事前に作成した43項目が順に審議されていったことは確認できる。

## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

この委員会の第2回会合（1937年10月）の直後、裁判所及検事局監督官会議（11月18～22日）が開かれ、新委員会における改正作業のために各監督官（すなわち各法院長）が提出した答申<sup>17)</sup>内容についても審議された。これらは前述の43項目に関してなされた諮問に対する答申となる。

これらの答申は高等法院長を除く法院長全員、すなわち覆審法院長3名（京城、平壤、大邱）、地方法院長11名（京城、公州、咸興、清津、平壤、新義州、海州、大邱、釜山、光州、全州）による。

司法担当者である総督府判事の中で、司法法規改正調査委員会の委員を務め、新委員会でも委員として再任されたのは野村調太郎<sup>18)</sup>（平壤覆審法院長）である。前述の答申によると、野村の答申内容には43項目すべてに対して具体的な意見が述べられ（ほとんどの者は部分的な答申）、改正作業における彼の熱意が伝わってくる。

野村は「慣習」としての「祭祀相続」に関して、民法規定の適用を支持して「家督相続」の枠組みにすべきだという意見であった。すなわち、「朝鮮ニ於ケル相続ノ基本概念ハ民法ニ於ケルモノト同様ニ定メ之ヲ家督相続ト遺産相続ノ二種ト為スベシ」と、「相続」関係の「慣習」には「特例」を設けなくて「民法」を適用させる考えである。

また、「系譜又ハ祭祀ニ関スル準則ハ法律以外ノ儀礼ニ委シテ可ナリ」とも述べられているように、祭祀儀礼に関しては、法律ではない「儀礼準則<sup>19)</sup>」のような準規定でも可とする考えであった。

野村以外の法院長たちの答申内容を見ても、「祭祀相続」に言及していない2名を除く11名が「家督相続」（「民法」と表現している者もいる）によるべしとの意見で一致していることが確認できる。この背景には、1933年に高等法院判例が「祭祀相続」を法律上の相続の概念から除外する判断を示したことがあげられよう<sup>20)</sup>。この判例を受けて、さらに「家督相続」への編入を唱える意見が大勢を占めているようだ。

以上から、「朝鮮民事令」の改正案には「祭祀相続」に関して「特例」は認められず、おそらくは「家督相続」の枠組みが適用される可能性が高いと推測される。

②『朝鮮祭祀相続法論序説』における祭祀観

1939年3月に発表された中枢院調査課編『朝鮮祭祀相続法論序説』（以下『序説』と呼ぶ）は、再設置された司法法規改正調査委員会により推進されていた朝鮮民事令改正作業と連動した調査となる。この『序説』の「記述編輯」は、1934年以前において野村調太郎（彼が高等法院判事であった時期となる）に委嘱されたようだ（なお、野村は1935年から1941年まで平壤覆審法院長）。前項で考察した野村をはじめとする司法担当者の考え方からすると、彼に委嘱された調査事業は「祭祀相続」自体の詳細な把握を課題としながら、徐々に「祭祀相続」を「家督相続」の枠組みに移行することへと関心が移っていったものと推測される<sup>21)</sup>。

また、この調査資料は併合後の裁判における判例を扱っている点も特徴である。朝鮮民事令第11条規定の「慣習」とは、運用において旧慣調査の担当部署による回答や判例等にもとづいた慣習法という形態を取っていた。それゆえ、判例も「祭祀相続」に関わる「慣習」の一環として位置づけられているのである。

中枢院書記官長・大竹十郎の「序」によると、「祭祀の承継」は、「喪・祭に関する語句を以て表現され居つて、直に祭祀の承継を説くも、一般の方々には甚だ了解し難いものと為る」であろう。それゆえ、「本論に先ち其の序説として朝鮮の喪・祭に関する礼俗に付て略説し」たのが『序説』とのことである。しかし、「本論」の方は、「祭祀の承継に関する事項」を調査の対象としていたが、『序説』発表の後に野村は新委員会委員を辞任し、さらにその後の調査進行は不明となっているうえ、「本論」が発表さ

れた形跡もない。

したがって、『序説』のみにて「祭祀相続」に関する「慣習」とそれらに対する法解釈を検討すること自体に無理がある。しかしながら他に資料がない以上、『序説』に対して可能な限り検討を試みることも必要な作業となるだろう。

ここでは「家督相続」の枠組みを示す可能性の高い事項として、「墳墓」と「墓地」に着目してみよう。なお、「内地」では法的には「墳墓」は「地上設備」で「墓地」は土地となる。また、両者は所有者が同一とは限らない。

『序説』では3つの判例にもとづき、「墳墓」の所有権とその承継について次のように明確に説明されている。

墳墓は当初喪主たる宗子に於て之を設置するを通例とし、爾後家祭・墓祭等に於ても、宗子・宗孫之が祭主と為り、其の行事を主宰すべきものであるから、墳墓の所有権は宗家に属し、宗孫たる祭祀相続人の特権として、之を承継するものと解さねばならぬ。(p 405)

つまり、「墳墓」の所有権とその承継を宗中（門中）<sup>22)</sup> から切り離して、所有権は「宗家」に属し、承継は「宗孫」の「特権」だと明言しているのである。

これは、民法第987条の「系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有権ヲ承継スルハ家督相続ノ特権ニ属ス」という規定が背景にある。そして、野村は「墳墓」を「家督相続ノ特権」と見なす脈絡から説明しているわけである。

次に、所有権が複雑で民法においても「家督相続ノ特権」とはなっていない「墓地」等の場合はどうであろうか。朝鮮の「慣習」では「墓山」（「墳墓」のある林野、「宗山」と、「墓地」ではないが「位土」（家祭・墓

祭等の祭用の資源となる土地)の所有権が問題となる。そして、これらについて判例を根拠にしながら野村は次のように説明している。

墓山・位土は必ずしも常に宗中に属するものではない。或は宗中の一派に属し、又或は宗孫の単独所有に属することもある。其の何れに属するかは、各場合につき判定すべき事実問題に属する。(p 521)

たとえば、「墓山」が「宗孫」の単独所有である場合、その売却に関して従来の「慣習」は「宗・支孫の協議を経べきもの」であった。だが、「墳墓と墓地とは各別に所有権の目的と為ることを得」るため、「如上の慣習は現時に於ては、もはや是認されない」(pp. 408~409)とし、「協議」の必要はないと判断している。

では、「墓山」あるいは「位土」が「宗中財産<sup>23)</sup>」である場合はどうであろう。宗中がその名義で登記することにより「宗中財産」を共同所有する道が開けたとはいえ、「慣習」では各個人による「共有」の法律関係は存在しないと解釈されていた。そのため、便宜的に「合有」の法律関係であるとの判例までも出されていた。「合有」とは「慣習」にもとづき、「共有と異り所有権が単一不可分のもの」とする法律関係で (p 522)、「慣習に依りてのみ生ずる所有権の変態」(p 526)という。

それゆえ、「墓山」あるいは「位土」が「宗中財産」である場合においては、高等法院判例(1927年9月23日言渡し)を根拠に、「其の目的物に対する各人各個の権利は、之を任意に処分することを得ないものである」(p 522)と判断されている。

以上のように、「墓山」「位土」に関しても併合後の判例が宗中(門中)の権利に対して否定的で、「宗子・宗孫」の権利を擁護してきたという表現となっている。これもまた民法に合わせて、「祭祀者タル地位ノ承継」

## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

である「祭祀相続」とともに、「墳墓」の承継をも「家督相続」の枠組みに組み込もうとする意図の反映と読むことができよう。

これをもう少し補足する。1939年の創氏改名に関わる朝鮮民事令改正の直後、野村は「祭祀承継」（ここでは以前のように「祭祀相続」としていない）に関して次のように述べている。すなわち、「祭祀承継を相続の概念より除くよりも、寧ろ之を根幹とし、戸主相続を合せて単一なる身分相続と観ること、恰も民法の家督相続と同様に扱ふことが適当なのではなからうか<sup>24)</sup>」とある。つまり、「祭祀承継」を「根幹」とし、これを「戸主相続」と合わせて民法の「家督相続」と同様に扱うべきだとの意見表明をなしているのである。

## お わ り に

ここでは、3つの資料に対しておこなった考察を整理しよう。

『回答彙集』では、司法の実務レベルにおいて、概して①「養子」関係、②「家督（祭祀）相続」関係、③「遺産（財産）相続」関係における「慣習」の成文化化がとりわけ懸案となっていた。まず①「養子」関係は、過渡的措置ではあるが1939年の創氏改名関連の朝鮮民事令改正において成文化化がなされた。②「家督（祭祀）相続」関係と③「遺産（財産）相続」関係については、『回答彙集』刊行後も引き続き懸案事項となったようである。そのため、別途に旧慣調査において調査書が編集されたと考えられる。すなわち、「財産相続」関係は喜頭『李朝の財産相続法』（1936年）で、「祭祀相続」関係は野村『序説』（1939年）であった。

それから、『研究調査』はその内容が1939年の朝鮮民事令改正に影響した可能性が指摘できるが、目下のところ資料上の制約のため実証することができない。

最後に、『序説』が「家督相続」への編入を主張したことに關して考察

してみよう。

1940年6月開催の第21回中樞院会議の席上で、宮本元法務局長は「半島人ノ親族及相続ニ関スル成文法制定ニ就テ<sup>25)</sup>」と題する演述をおこなっている。それによると、「親族」「相続」が慣習法に依ることに関連して「親族及相続ニ関スル成文法ノ制定ハ喫緊ノ要務」であるという。さらに、宮本は成文法制定の進捗状況を報告し、「親族法及相続法ニ関スル全般的基礎要綱」の「作成」を終えてから、「成文法制定」に進むという予定になっていると述べている（「基礎要綱」の詳細は不明）。

ここから、一連の立法事業は朝鮮民事令の部分的改正を目指したのではなく（創氏改名は朝鮮民事令の部分的改正であった）、民法に対応した「親族法」「相続法」として体系的な成文法作成が目指されていたことを知ることができる<sup>26)</sup>。この成文法のために「作成」していたという「基礎要綱」には、「祭祀相続」が「家督相続」の枠組みに組み込まれているものと推測される。しかしながら、目下のところ確認する術がない。

ただし、興味深いことに墓地においても「家族墓地」の形態を推進する政策が取られた例がある。これは1939年に全羅南道において道令（目下のところ確認できず）により実施されたという。これを解説した新聞記事<sup>27)</sup>には、全羅南道では「これからは共同墓地を1マウル（里）に1カ所のみ指定し、墓地の区域内に1戸につき約20坪標準で家族墓地を設置する」（日本語訳は筆者）とある。

総督府が朝鮮の家族制度に対して構想していた政策を解明するにあたり、今後は次のような課題が考えられる。まず前提として、前述した「家族墓地」の政策や、祭祀を含む家庭儀礼に対する政策の究明が必要である。そして、これらの政策を前提にし、かつ関連づけながら、対家族制度政策の全体像を明らかにすることが求められるだろう。



## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

### 注

- 1) 旧慣調査に関して、朝鮮総督府中枢院編『朝鮮旧慣制度調査事業概要』（中枢院、1938年）を参考にしながら概略を記しておく。

担当部署は、法典調査局（1907～10年）、取調局（1910～12年）、参事官室（1912～15年）、中枢院（1915～45年）となる。

旧慣調査の目的は、①「行政上各般の施設に資料を供」すること、②「司法裁判の準則となるべき旧慣を示す」こと、③「他日朝鮮人に適合すべき法令を制定する基礎を確立する」こととされる。②は朝鮮民事令で規定された「慣習」（慣習法）の提示、③はその「慣習」の成文法化を指している。②は適用される内地法の補完的意味ももつが、同時に③の「慣習」成文法化の前提作業としても位置づけられよう。

また、旧慣調査は1921年に「民事慣習」「商事慣習」「制度」「風俗」に分立したが、家族制度に関係しているのは「民事慣習」の部門となる。

- 2) 本稿は、拙稿「朝鮮総督府による家族制度関係の調査資料—1930年代の旧慣調査を中心に」（『朝鮮・台湾における植民地支配の制度・機構・政策に関する総合的研究』（平成13年度～15年度科学研究費補助金〔基盤研究（B）（1）〕の研究成果報告書、研究代表者・水野直樹、2004年5月）を加筆・修正した改訂版である。植民地朝鮮の家族制度・家族法改正に関する研究の一助になればと思い、改訂版として本稿を公開することにした。

- 3) 朝鮮民事令は、「内地」の民法、民法施行法、商法、商法施行法、民事訴訟法、人事訴訟手続法等の23の法律を朝鮮に適用することを定めた法律である（第1条）。ただし、第11条の「親族」「相続」に代表されるように、内地法（この場合は民法）の規定が適用されないで朝鮮の「慣習ニ依ル」という規定もある。この「慣習」は運用において慣習法という形態を取るようになる。

- 4) 家族法に関わる朝鮮民事令第11条の条文は次の通りである。

第一条ノ法律（民法等の内地法を指す＝引用者）中能力、親族及相続ニ関スル規定ハ朝鮮人ニ之ヲ適用セス

朝鮮人ニ関スル前項ノ事項ニ付テハ慣習ニ依ル

1921年の改正（制令第14号）で「能力」（法的な資格）は民法規定が適用され、残る「親族」「相続」といういわゆる家族法が「慣習ニ依ル」こととなっ

- た。同時に、「親族」「相続」の中で民法の規定が適用される4事項が但し書きされている。1922年の改正(制令第13号)では、但し書きに新たに5事項が加えられた(1933年にも届出先の改正あり)。そして、1939年の改正(制令第19号)で「氏」をはじめ3事項が加えられ、これがいわゆる「創氏」の規定となったのである。
- 5) 拙稿「創氏改名の政策決定過程—朝鮮民事令改正をみる視点から」(『朝鮮史研究会論文集』第50集, 2012年10月)を参照。
  - 6) 1920年代には本国政府による民法延長施行の方針のため中断していたが、1930年代になって旧慣調査と立法事業の連動は再開した。詳細は前掲の拙稿を参照されたい。なお、春山明哲「植民地における「旧慣」と法」(『季刊三千里』41号, 1985年2月)は、植民地における旧慣調査と立法事業の関係を考えるうえで参考になる。
  - 7) 李昇一『조선총독부 법제 정책—일제의 식민통치와 조선민사령』(『朝鮮総督府の法制政策—一日帝の植民統治と朝鮮民事令』歴史批評社, 2008年)による。その後、1937年に再設置された司法法規改正調査委員会では、本国政府との葛藤・調整の中で民法改正案に依る方式と、「特例」として朝鮮の「慣習」に依る方式を併用することになる。詳細は、李昇一前掲書と前掲の拙稿を参照されたい。
  - 8) 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』によると、朝鮮民事令における「商事」はほとんど「慣習」に依らず内地法の適用が拡張されたため、1932年度より「商事慣習」調査が中止されている(88~89頁)。
  - 9) 「旧慣及制度調査委員会決議」が、中樞院編『民事慣習回答彙集』(中樞院, 1933年)に附録として収録されている。その中の「第三 養子ニ関スル事項」(1921年10月13日決議)による。
  - 10) 前掲「旧慣及制度調査委員会決議」の「第八 相続ニ関スル事項」(1923年1月25日決議)による。
  - 11) なお、「親族」の範囲も慣習法に依る。「朝鮮ニ於テ親族ト称スルモノノ範圍ハ甚ダ広汎ナリト雖其ノ中ニ就キ特ニ有服ノ親族ヲ以テ近親トセリ故ニ之ヲ以テ法令ニ親族ト称スルモノノ範圍ト見做スノ外ナシ」というように、「親族」の範囲は「有服ノ親族」とされた(これを総督府は「門中」として認識した)。前掲「旧慣及制度調査委員会決議」の「第一 親族ニ関スル事

## 朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

- 項」(1921年8月6・17日決議)による。
- 12) 今村軻は1870年生まれで、1908年に忠清北道の警察部長に就任、以後1910年から南部警察署長、1915年から1917年まで済州警察署長を歴任した。1925年の退官後は1930年から1931年まで朝鮮史編修会の嘱託、1933年から1939年までは中枢院調査課嘱託として調査書編集に従事している。川村湊『「大東亜民俗学」の虚実』(講談社、1996年)46～47頁、および『(大韓帝国)職員録』(1908年)『朝鮮総督府及所属官署職員録』(1910～43年)などがデータベース化された「職員録資料」による(2017年11月現在)。この「職員録資料」は国史編纂委員会「한국사 데이터베이스」(「韓国史データベース」, 韓国のWEBサイト)の中で利用できる。なお、「職員録資料」にもとづく年表記は職員録の発行時現在であり、多少の誤差を含んでいる(以下、同様)。
- 13) 前掲『朝鮮旧慣制度調査事業概要』130頁を参照。
- 14) 水野直樹「朝鮮植民地支配と名前の「差異化」—「内地人ニ紛ハシキ姓名」の禁止をめぐって」(山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会、2002年)によると、実際には奴婢身分出身者は名があっても姓のない者が多かったようだ。個人識別のできる名をもたなかった成人女性も併せて、「民籍法施行と民籍実査によって、ほぼすべての朝鮮人が姓と名を持つことになった」という。民籍法施行に関しては、同「植民地支配と名前—朝鮮支配初期の「名前」政策についての研究ノート」(『二十世紀研究』第2号、2001年12月)が参考になる。
- 15) 「内地人ニ紛ハシキ姓名」の禁止に関しては、前掲「朝鮮植民地支配と名前の「差異化」」を参照されたい。
- 16) 創氏改名実施直後に、今村は「朝鮮の姓・名・氏・本貫」(緑旗日本文化研究所編『氏創設の真精神とその手続』緑旗連盟、1940年)を発表している。だが、そこでは「出来るだけ新しい氏名を名乗ることは、真に望ましいこと」と述べてはいても、自分の調査と政策との関係に関しては言及していない。
- 17) 各法院長の答申は、『裁判所及検事局監督官会議諮問事項答申書』(朝鮮総督府法務局民事係、1937年)に収録。諮問事項のひとつは、「第一 朝鮮人ノ親族、相続ニ関スル慣習ヲ成文化スル場合ニ於テ民法ニ依ルトセバ如何ナル程度迄特例ヲ設クベキヤ」であり、これに対する答申には43項目について「特例ヲ設クベキヤ」否やの意見が書かれている。同資料は、韓国の政府記

- 録保存所所蔵の『諸会議関係書類』（朝鮮総督府法務局民事係，1937年）に所収。
- 18) 野村調太郎は1915年に京城地方法院判事に就任し，1924年に高等法院判事，1935年から1941年までは平壤覆審法院長を歴任した。その間，司法法規改正調査委員会の委員および再設置された新委員会の委員（1939年まで）を務めている。前掲のデータベース「職員録資料」による。
- 19) 宇垣一成総督期（1931～36年）において「自力更正」をスローガンに開始された農村振興運動は，儀礼において節約を要請する政策を生み出した。それは1934年に社会教化の一環として発布された「儀礼準則」である（法律ではない）。
- 20) 「宗孫権確認請求事件」（1932年民上第626号，1933年3月3日民事部判決）として、『高等法院判決録』（第20巻，1933年）に収録されている。
- 21) すでに1926年において，野村は「祭祀相続」を「法律上相続の一種として取扱ふのは如何なものたらうか」と疑問を呈していた。これは，1933年の高等法院判例と同じ立場に立っている。野村調太郎「祖先の祭祀と現行の法律—宗孫権の性質並其の確認の訴に付て」（『朝鮮司法協会雑誌』第5巻第4号，1926年4月）による。また，この論説も一因となり中枢院より調査が委嘱されたものと考えられる。
- 22) 植民地期の「宗中」あるいは「門中」は，朝鮮後期のそれを継承したものである。祖先祭祀と儒教的血縁秩序の樹立，吉凶事の協調，子弟教育の機能をもち，これらの事業のために所有している財産（「宗中財産」，日本の造語）があった。李昇一「일제 식민지 시기 宗中財産과 「朝鮮不動産登記令」—소유권 분쟁을 중심으로」（「日帝植民地時期の宗中財産と「朝鮮不動産登記令」—所有権紛争を中心に」『史学研究』第61号，2000年12月）の説明を参考にした。
- 23) 統監府時代に不動産関連法が制定され併合後の総督府にも受け継がれるが，その登記制度の矛盾が直接の引き金となり，「宗中財産」をめぐる紛争が多発していく。すなわち，「宗中」が法人と認められなかったため，形式的所有者となる登記の名義人が生じ，実質的所有者である宗中と分離していく過程で紛争が増えていった。その後，1930年に「朝鮮不動産登記令」が改正され（制令第10号），法人と認められない宗中がその名義で登記できる道が開

朝鮮総督府の家族法改正に関わる調査資料

かれた。とはいえ、訴訟事件となる紛争は依然として多数であった。前注の李論文を参照。

- 24) 野村調太郎「朝鮮慣習法上の家と其の相続制」(『司法協会雑誌』第19巻第1号, 1940年1月)。
- 25) 中樞院編『第二十一回中樞院会議各局部長演述』(中樞院, 1940年6月)に収録。
- 26) ただし、長期的には本国政府の方針に沿って民法の全面的な延長施行の方針であった。宮本自身もこの演述の中で、将来的には「親族」「相続」に関する「内地」と朝鮮の法制が「一元化セラルベキ運命ニ在」と、その長期的な方針を説明している。

しかし、この直後に家族法改正の動向は急展開し、1942年に赴任した小磯国昭総督の時期より本国政府が打ち出した内外地行政一元化政策に沿った方向、つまり民法の全面的な延長施行の方向へと傾いていく。李昇一前掲書を参照。

- 27) 「家族墓地<sup>を</sup>設置／私設墓地<sup>は</sup>縮小／全南<sup>で</sup>墓地改善断行」(『毎日新報』1939年3月3日付, 4面)。

**A Study of Research Materials Connected  
with the Amendment of Family Law  
by the Japanese Government-General of Korea :  
Focusing on the Research Project  
of Old Customs and Systems in the 1930s**

AONO Masaaki

In the research project on old customs and systems conducted by the Japanese Government-General of Korea, four research materials concerning the family system in Korea were published in the 1930s. Here I analyze the three most important materials.

In colonial Korea, instead of Japanese family law, Korean common law was applied as family law. Accordingly, the Japanese Government-General of Korea pursued its family system policy in conjunction with a legislative project aimed at amending the family law. This study reveals the impact of the three research materials on the amendment of the family law. Specifically, they proposed that the common law applied as family law in Korea should be reformed into family law typical of Japan as stipulated in the Civil Law of Japan.